

一般社団法人国際未来医療臨床医学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人国際未来医療臨床医学会と称する。英文では Society of International Future Clinical Medicine と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、従来の治療医学の枠にとらわれず、世界水準の未来医療を臨床に取り入れて進化していく人材を育成し、人類のクオリティオブライフの向上を目指すことにより、医学医療の進歩発展と公衆衛生の普及及び向上を図り、もって地域社会の健康と福祉の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 医学・医療に関する調査，研究
2. 学術大会及び研究会などの開催
3. 国内外の関連学術団体との協力，連携
4. 関係行政機関との連絡，調整
5. 認定医・専門医及び認定施設の認定
6. 研究の奨励及び研究業績の表彰
7. 医学・医療に関する書籍の出版
8. その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲

示する方法により行う。

第2章 会 員

(資格)

第5条 この法人の正会員資格は、医師、歯科医師又は獣医師の資格保持者若しくは医学に関する博士号を有する者とする。

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の5種とする

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 一般会員 この法人の活動及び事業を担うために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 理事会の承認を得て特に入会した医学的見識が深く指導的見解を有する個人。なお、名誉会員は第8条に定める会費の支払義務を負わない。
- (4) 賛助会員 この法人の目的を賛助するために入会した個人または団体
- (5) 学生会員 大学またはこれに準ずる学校に在籍し、公衆衛生に関係ある学科を修める学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人

2 正会員の中で当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得たものをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに、正会員となる。

2 一般会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに、一般会員となる。

3 賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書に

より申し込み、理事会の承認があったときに、賛助会員となる。

4 学生会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに、学生会員となる。

5 学生会員として入会したものが正会員となる資格を保有するに至ったときは爾後正会員として取り扱う。この場合、入会金は徴収しない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 一般会員、賛助会員及び学生会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その

資格を喪失する。

- (1) 会費の納入を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき。

2 当法人の社員たる正会員が会員資格を喪失したときは、当該社員は当然に当法人を退社し、一般法人法上の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 社員総会は、ビデオ会議方式その他電磁的に相互に音声及び画像を即時に伝達する方法により開催することができる。この場合は議長の存在する場所を開催場所とみなす。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、総社員の同意があるときは招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事の内1名がこれに当たる。代表理事が複数存するときは代表理事間の協議またはくじ引きにより決する。

2 議長となる代表理事に事故がある場合は、他に代表理事が存する場合は当該代表理事が議長となり、その余の場合は出席社員の互選により議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事会の決議により、理事のうち、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって理事については正会員の中から選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。代表理事については再任を妨げないが、連続して3期を超えることはできない。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事会の定めるところにより代表理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は，社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は，次に掲げる取引をしようとする場合には，理事会において，その取引について重要な事実を開示し，その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は，その取引後，遅滞なく，その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は，全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は，この定款に別に定めるもののほか，次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定，変更及び廃止に関する事項

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事の内1名がこれに当たる。代表理事が複数存するときは代表理事間の協議またはくじ引きにより決する。

2 議長となる代表理事に事故がある場合は、他に代表理事が存する場合は当該代表理事が議長となり、その余の場合は出席理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 基金

（基金の拠出）

第41条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の募集等）

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が定める基金取扱規程によるものとする。

（基金の拠出者の権利）

第43条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程に定める日までその返還を請求することができない。

（基金の返還の手続）

第44条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第8章 大会長・次期大会長

(設置)

第45条 当法人に、大会長1名、次期大会長1名を置くことができる。

(職務)

第46条 大会長は、学術大会を主催する。

2 次期大会長は、大会長を補佐し、自然と大会長として学術大会を主催する。

3 大会長に事故があったとき又は欠けたときは、理事会の議決を経て、次期大会長が大会長の職務代行を行う。

(選任)

第47条 大会長、次期大会長は、理事会で理事または会員の中から理事会が選出する。

2 監事の職にあるものが大会長又は次期大会長に選任された場合は監事の職を失う。

(任期)

第48条 大会長及び次期大会長としての任期は、大会長として選任された学術大会の終結のときまでとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第49条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び使用人を置くことができる。

3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第10章 顧問

(顧問)

第50条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、特に医学的見識が深く指導的見解を有する人物、または当学会の発展向上のために有益な助言及び活動をなし得る人物を理事会の決議により選任する。

3 顧問は、随時、理事会の諮問に応じて意見を述べる。

4 顧問は、特に理事会の要請があるときは理事会に出席して意見を述べる。ただし、議事に対する決議権を有さない。

5 顧問は原則として無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

6 前項の規定にかかわらず、理事会の決議により顧問料として相当額の報酬を支給することができる。

第11章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は，社員総会の決議を経て，当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。